

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則

〔平成二十年二月二十一日農林水産省令第七号〕

最終改正 平成二十八年十二月二日農林水産省令第七十四号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第四条第九項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、市町村の公報への掲載その他所定の方法により行うものとする。

附 則

この省令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の施行の日（平成二十年二月二十一日）から施行する。

附 則（平成二十八年十二月二日農林水産省令第七十四号）

この省令は、公布の日から施行する。